

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会指定児童発達支援事業所
ちくしのスマイルキッズ運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が運営するちくしのスマイルキッズ（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所事業の児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、障害児及びその家族に対し、適正な児童発達支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 事業所は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った児童発達支援の提供に努めるものとする。

3 事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業所は、障害児の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、職員に対して研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

5 事業所は、事業の実施に当たっては、前各項のほか、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称、所在地)

第3条 児童発達支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 ちくしのスマイルキッズ

(2) 所在地 福岡県筑紫野市岡田三丁目11番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対して遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名（常勤）

児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成業務のほか、常に

障害児の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行う。また、他の職員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

- (3) 機能訓練担当職員 1名（常勤、指導員兼務）

機能訓練担当職員は、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。

- (4) 指導員又は保育士 3名（常勤2名、兼務1名）

指導員又は保育士は、児童発達支援計画に基づき、障害児及び障害児の保護者に対し適切な指導等を行う。

（営業日、営業時間等）

第5条 事業所の営業日、営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時00分までとする。

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、1日10名とする。

（児童発達支援を提供する主たる対象者）

第7条 事業の主たる対象者は、就学前の発達障害児とする。

（児童発達支援の内容）

第8条 事業所で行う児童発達支援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日常生活における基本的な動作の指導及び習得
- (2) 集団生活への適応訓練
- (3) 家族に対する相談等
- (4) その他必要な支援

（通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額）

第9条 事業所は、児童発達支援を提供した時は、通所給付決定保護者から当該児童発達支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない児童発達支援を提供した時は、通所給付決定保護者から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができるものとする。

- (1) 食事に要する費用
- (2) 創作的活動に係る材料費実費

(3) 日用品費実費

(4) その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって、事業者が通所給付決定保護者に負担させることが適当とみられるものの実費

4 事業所は、前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対して交付するものとする。

5 事業所は、第1項から第3項までの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、筑紫野市全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 通所給付決定保護者は、サービスの利用に当たっては、次に掲げる内容に留意すること。

(1) 事業所の設備、備品等に関しては、安全を考慮し、職員の許可なく使用することはできないものとする。

(2) 心身の状況等に変化が見られた場合は、直ちに、事業所に連絡しなければならない。

(3) 感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症及びその疑似症をいう。）を有した場合は、医師の全治の診断がなされるまで利用しないこと。

(4) 故意又は過失によって当施設に物的損害を与えた時は、その損害を弁償し、又は原状に回復しなければならないものとする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 職員は、現に児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに、家族及び事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 児童発達支援の提供により事故が発生した場合には、直ちに、県、市及び当該障害児の家族に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

4 児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに、損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機

関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第14条 障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から苦情等が生じた場合は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会福祉サービス利用に関する苦情処理規程（平成13年4月1日施行）に基づき、迅速かつ適切に対応するものとする。

2 事業所は、提供した児童発達支援に関し、児童福祉法（昭和22年法律第64号）の規定により福岡県知事又は市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して福岡県知事又は市長が行う調査に協力するとともに、福岡県知事又は市長から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が、同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにかんする限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、障害児の人権の擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他必要な措置を講ずるものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、その業務の執行体制についても検証し、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 職員は、業務上に知り得た障害児又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対し、障害児又はその家族に関する情報を提供する時は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならない。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、障害児に対する児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、児童発達支援を提供した日から5年間保存するものとする。

(補則)

第17条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は会長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。